

# 規制改革推進会議

## 地域活性化・人手不足対応

### ワーキング・グループ（第5回）

限定訪問特定整備制度の活用  
～整備現場の人手不足対応に向けて～

2026年1月15日  
オリックス自動車株式会社

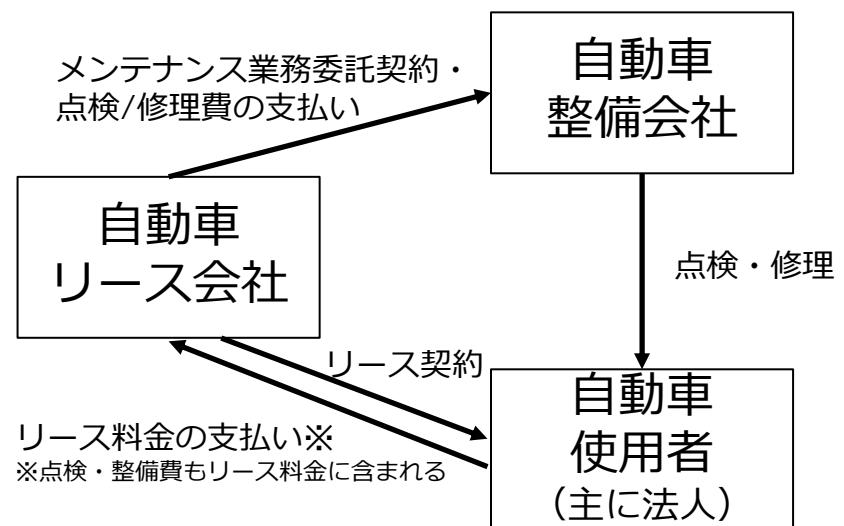
# 自動車整備業界の現状と自動車リースへの影響

- ✓ リース会社が、自動車の点検/車検、整備/修理等の車両管理も行うメンテナンスリース契約は、自動車使用者（主に法人、以下顧客）にとって、車両管理事務の省力化につながるため、幅広く利用されている。
- ✓ 当社においては、法人の顧客を中心に計約 50万台ご契約いただいている。
- ✓ 一方で、国内の自動車整備工場の廃業件数増加や整備士不足の影響により、メンテナンスリースにおける車両管理サービス提供への影響が発生している。
- ✓ 具体的には、顧客が使用する自動車の点検や整備を実施するにあたり、整備工場を確保できないため、適切な時期に点検、修理ができない等のケースが全国的に増加してきている。

<「自動車整備業」の倒産・休廃業解散件数推移>



<メンテナンスリースの関係性>



# 「限定訪問特定整備制度」の概要と制限

- ✓ 2025年6月の道路運送車両法施行規則の改正により、「訪問特定整備」「限定訪問特定整備」制度が導入され、一定の条件下で、自動車使用者の自宅等において特定整備※を実施することが可能となった。  
※特定整備とは、ブレーキ等の装置を取り外す分解整備や電子制御装置に関する整備であり、認証工場での実施が必要な作業である。
- ✓ 一方、「限定訪問特定整備」制度では、事故や故障に伴う“修理”目的の場合に限り一部の特定整備が認められているものの、点検を行った結果、修理や交換が必要となった場合の特定整備は認められていない。そのため、実質的には点検を行うことができない制度となっている（次頁参照）。
- ✓ また、制度上の作業範囲についても、商業車や軽自動車で採用されることの多いドラムブレーキ整備が対象外となっているため、車両種類によって制度活用に差異が生じている。

訪問特定整備制度について

国土交通省

- 安全上重要な整備（**特定整備**）は、設備・機器・要員を有する**認証工場**で実施しなければならない
- 今般、**認証工場の整備士**が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を**訪問して**特定整備を行うことを解禁（「訪問特定整備」）

**①訪問特定整備**

1. 場所  
認証工場の設備要件を満たす場所  
  
例：運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲  
[全ての](#)特定整備



**②限定訪問特定整備**

1. 場所  
認証工場の設備要件を満たさないが  
**安全・品質を確保できる**場所  
  
例：ユーザーの自宅駐車場等

2. 作業範囲  
特定整備は、**以下に限る**  
① ブレーキパッドの交換  
② 発電機交換  
③ スターター・モーターの交換  
④ 大特車のステアリングホースの交換

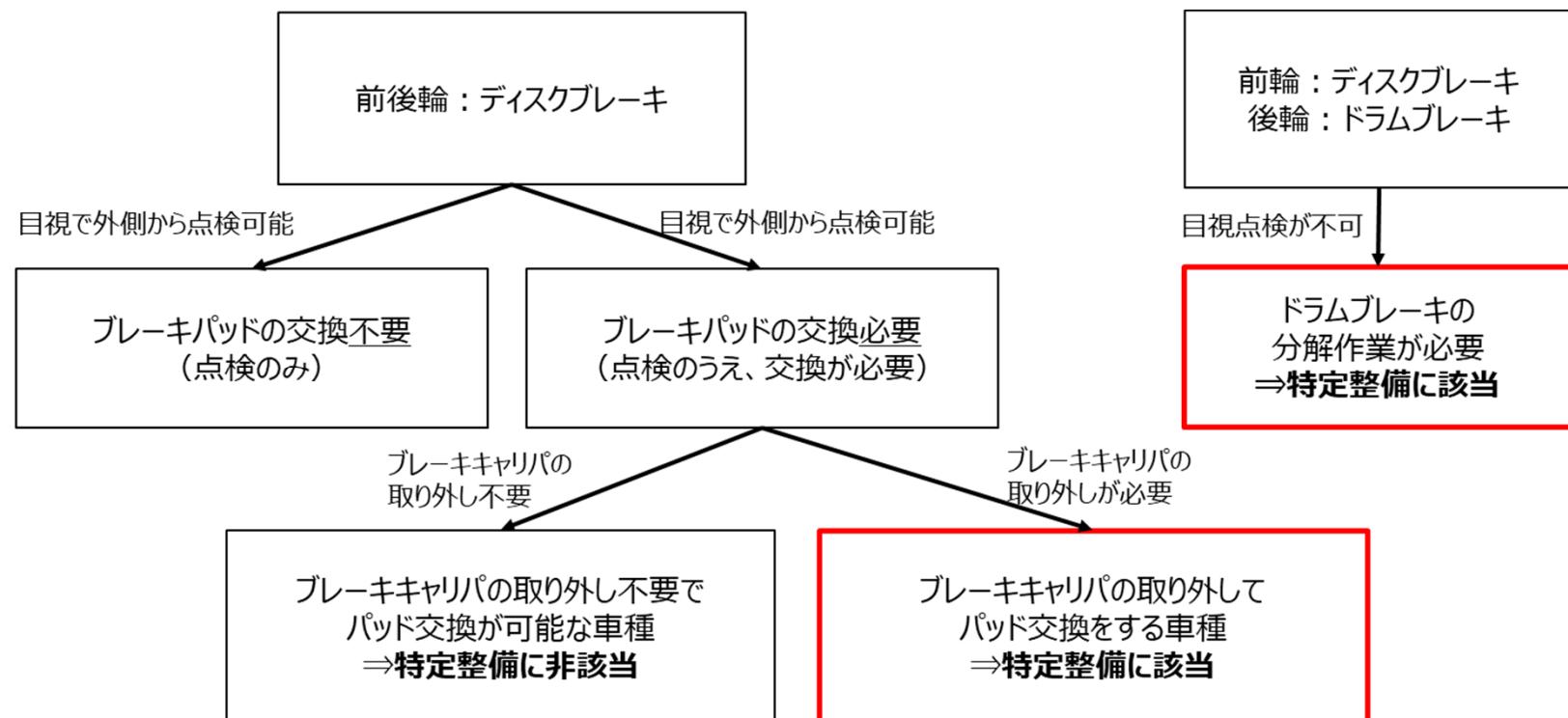


[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshaf9\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshaf9_000033.html)

（注）なお、「訪問特定整備」制度は、認証工場と同等の設備要件を満たす場所での実施が求められており、実務上、対応可能な場所が限られている。

## <ご参考>ブレーキの方式と特定整備の関係

- ✓ ディスクブレーキは、一般的な乗用車で多く採用されている方式。点検時に、修理・交換をするケースが多く、特定整備（分解整備）に該当する可能性が高い。
- ✓ ディスクブレーキは、目視による点検が可能であるが、点検の結果、ブレーキパッドの交換が必要となった場合は特定整備に該当し、現状の制度上、訪問での対応はできないため、認証工場に車両回送が発生する。
- ✓ ドラムブレーキは商業車や軽自動車で多く採用され、点検には分解が必須となるため、現行制度では訪問整備の対象外となっている。



# 訪問による法定点検のメリット

- ✓ メンテナンスリース契約先である法人顧客（自動車使用者）は、一度に複数台の車両を導入、入替えすることも多いことから、同時期（特に3月）に数十台規模の法定点検実施が集中することもある。
- ✓ このような場合、法人顧客・整備工場・リース会社間での日時調整や各車両を一台ずつ整備工場へ回送する業務負担が大きく、時間・人手・コストの面でも非効率である。
- ✓ 自動車整備士が法人顧客の工場等へ訪問し、複数台をまとめて点検できる仕組みが導入されれば、リース会社は法人顧客に提供できる点検方法が増え、かつ法人顧客にとっても車両稼働率低下の抑制に繋がるため、サービス満足度を高められる。特に、法定点検は毎年実施することが定められているものであり、効率化の影響も大きい。

# 訪問による法定点検の実施を提案

## ●提案内容

訪問による法定点検実施を実現するために、以下2点の検討を進めていただきたい。

- ① 現行の「限定訪問特定整備」制度において、点検の結果、発生した特定整備も対象と認めていただき、訪問による法定点検が実施できる環境を整えていただきたい。
- ② 且つ、「限定訪問特定整備」の作業範囲に「ドラムブレーキの分解」の項目も追加していただき、訪問整備の対象車両の拡大を進めて頂きたい。

## ●期待される効果

- ✓ 整備工場の業務効率化（入出庫対応の削減等）による、車検や重要な修理等、認証工場で実施すべき整備の対応余地の確保。
- ✓ 法人顧客（自動車使用者）の車両稼働率低下の抑制、点検実施率の向上（車種問わず）
- ✓ リース会社の顧客へ提供するメンテナンスサービスの品質向上。

# ＜ご参考＞実施規定について

## 『自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程』第2条2項

限定訪問特定整備（安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所（前号に規定する場所を除く。）において特定整備のうち次に掲げるもの（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」又は法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001879713.pdf>

### （定期点検整備）

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
- 二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

- 2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

### （日常点検整備）

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

- 3 自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

読み替えて  
準用する